

【資料1】

中山間地域等直接支払事業 について

埼玉県農林部
農業ビジネス支援課

中山間地域等直接支払制度とは

制度概要

- 農業生産条件の不利な中山間地域において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取り決め（協定）を締結し、それに従って5年間以上農業生産活動等を行う場合に交付金を交付する制度。
- 平成12年度の創設以降、第1期～第4期対策まで実施し、令和2年度から第5期対策（令和2年度～令和6年度）が開始。

対象者

- 協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う農業者等

交付単価

※10aあたり

急傾斜	地目・傾斜	単価
	田（1/20以上）	21,000円
	畑（15° 以上）	11,500円

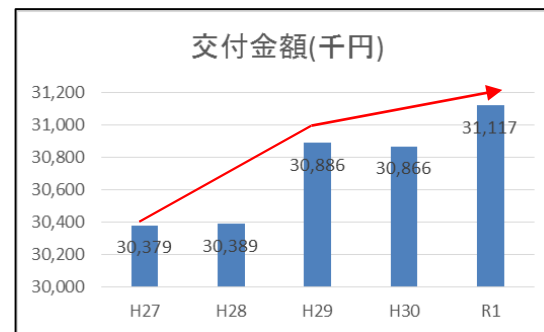
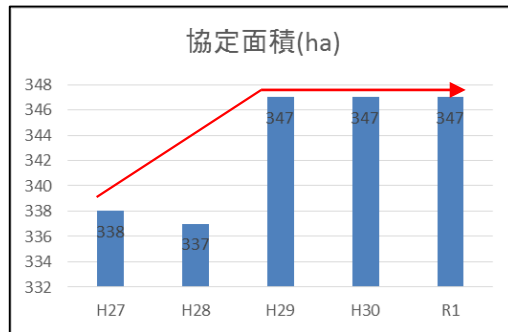
緩傾斜	地目・傾斜	単価
	田（1/100以上）	8,000円
	畑（8° 以上）	3,500円

令和元年度の埼玉県の実施状況①

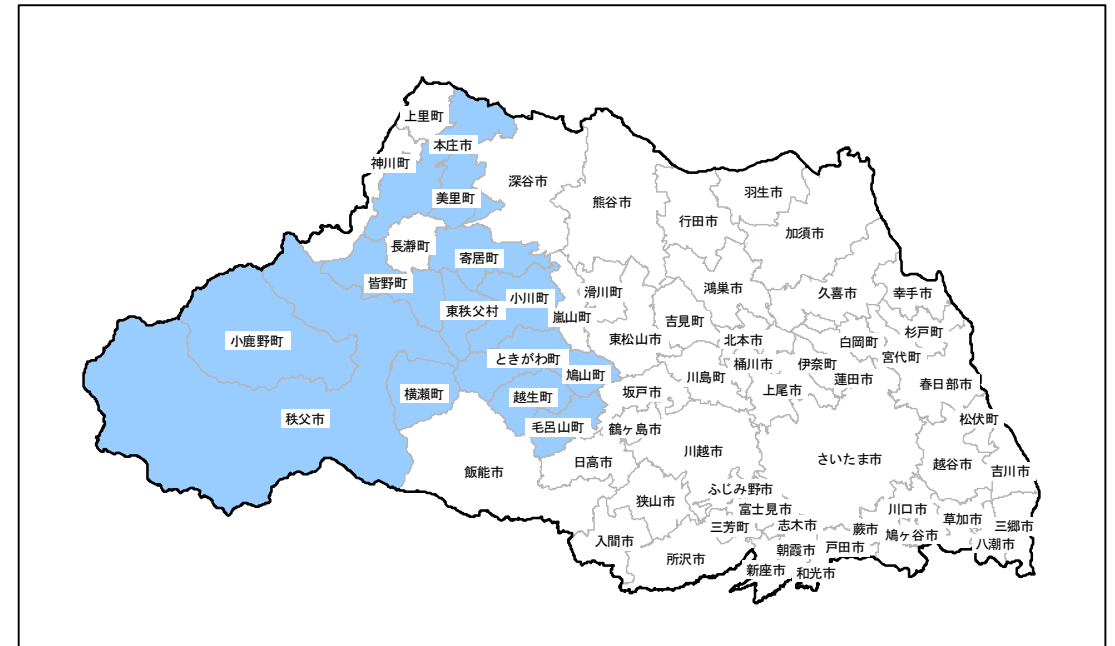
○ 取組市町村 13市町村、取組協定数 62協定、取組面積 347ha、交付金額 31,117千円

市町村数、取組協定数、取組面積、交付金額の推移

	H27	H28	H29	H30	R1
実施市町村数	13	13	13	13	13
協定数	60	60	62	62	62
協定面積(ha)	338	337	347	347	347
前年度比面積増(ha)	-	-1	10	0	0
交付金額(千円)	30,379	30,389	30,886	30,866	31,117
協定参加者数(人)	1,432	1,434	1,483	1,483	1,482



令和元年度事業実施市町村



※対象になりうる16市町村のうち13市町村で実施

令和元年度の埼玉県の実施状況②

R元 市町村別協定数 交付実績

市町村名	協定数※	協定面積 (ha)			交付金額 (千円)
		田	畑	計	
毛呂山町	4	7.6	18.0	25.5	2,480
越生町	3	2.6	11.3	13.9	1,718
小川町	1	2.2		2.2	179
鳩山町	1	1.9	0.1	2.0	153
ときがわ町	2	7.2	2.6	9.8	553
東秩父村	6	2.1	28.5	30.6	2,427
秩父市	11	103.0	18.6	121.6	10,803
横瀬町	6	16.2	23.7	39.9	4,518
皆野町	5	3.1	7.7	10.8	1,190
小鹿野町	13	20.1	24.8	45.0	4,148
本庄市	3	13.5		13.5	1,082
美里町	5	17.1	5.2	22.3	1,310
寄居町	2		9.5	9.5	554
合 計	62	196.8	149.9	346.7	31,116

※個別協定を含む

端数を四捨五入しているため、市町村の内訳の計と合計は一致しない

主な活動事例

①毛呂山町滝ノ入集落

外部人材を活用したゆずの収穫ボランティアを実施し、加算措置による交付金を受けた。

当該地区では、高齢化等により収穫しきれないゆずが多くあるため、外部人材を活用して収穫するとともに都市・農村交流を図った。

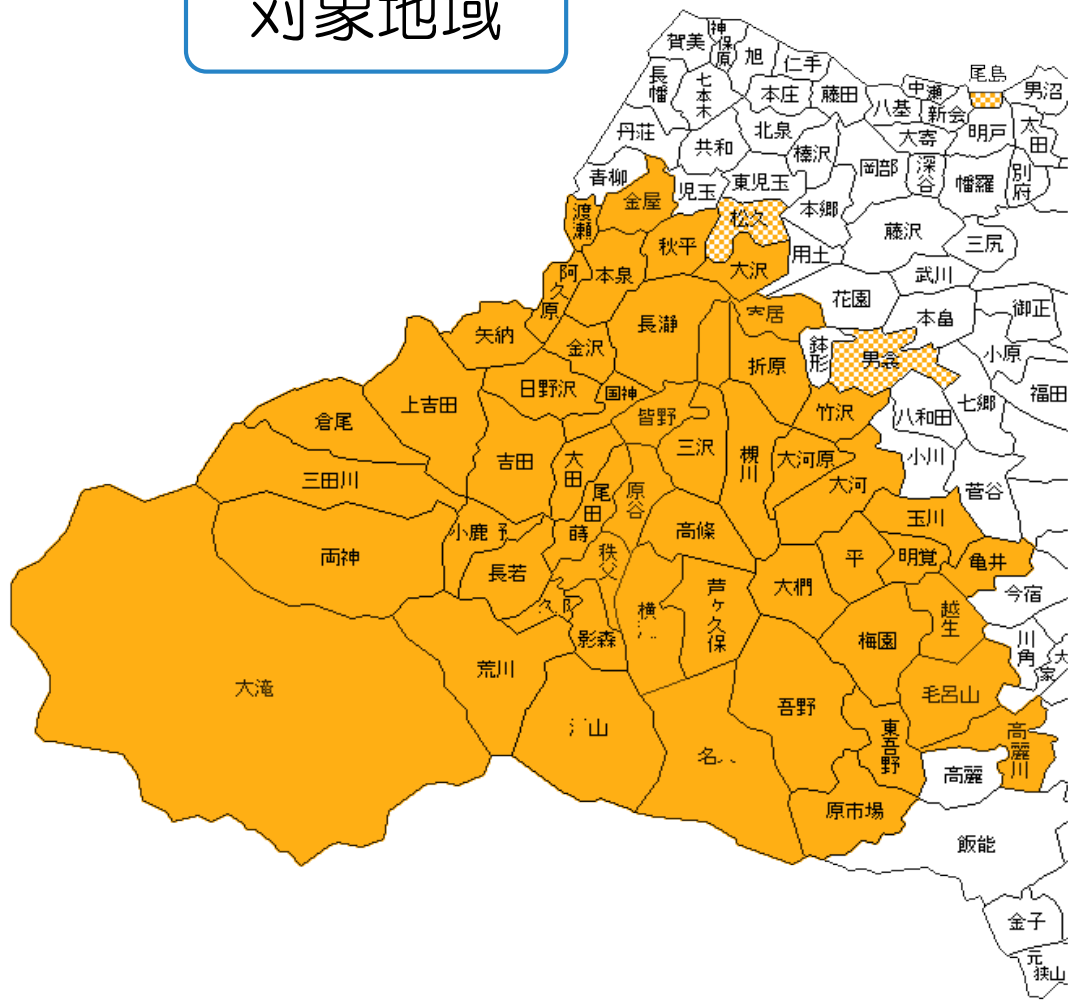
②秩父市沢戸集落

超急傾斜地に位置し、耕作条件が厳しく高齢化も進行する中、共同管理をすることで、個人への負担を軽減し、農地を維持している。

また、地域で収穫したカボス等の農産物を秩父市と連携してイベント販売やPR活動をしている。

令和2年度中山間地域等直接支払制度

対象地域



- 特定農山村法、山村振興法、過疎法に指定された地域
(※地域振興立法8法のうち埼玉県に該当する3法)
- 農林統計上の中間農業地域・山間農業地域
- 3法（特定農山村法等）に指定された地域に地理的に接する地域

17市町村53地域が対象



傾斜等の基準（田：1/100以上、畑：8°以上）を満たす1ha以上の農地

令和2年度中山間地域等直接支払制度

第5期対策の主な見直し点

① 体制整備単価（10割単価）要件

第5期対策の協定期間終了後に地域の将来や農地をどのように引き継いでいくかを考えるために「集落戦略を作成すること」に一本化。

② 対象地域の追加と加算措置の新設、拡充

- 対象地域に棚田地域振興法の施行に伴う「指定棚田地域」を追加。
- 「棚田地域振興活動加算」、「集落機能強化加算」、「生産性向上加算」を新設するとともに、「集落協定広域化加算」の拡充。

③ 遡及返還の対象農用地を見直し

農業生産活動等の継続ができなくなった場合の遡及返還の対象農用地を「協定農用地全体」から「当該農用地」に変更。（これまでと同様に、病気・高齢や自然災害などのやむを得ない場合は返還の必要はない。）

令和2年度中山間地域等直接支払制度

集落協定に定める活動内容うち加算措置（任意）

① 棚田地域振興活動加算（新設）

認定棚田地域振興活動計画（認定計画）に基づき、棚田地域の振興を図る取組を行う場合。
（田：1/20以上、畑：15°以上の農地）
⇒田・畑 10,000円/10a 加算
※「超急傾斜農地保全管理」、「集落機能強化」、「生産性向上」の各加算と重複不可

② 超急傾斜農地保全管理加算

超急傾斜地（田：1/10以上、畑：20°以上）の農用地の保全及び農産物の販売促進活動に取り
組む場合
⇒田・畑 6,000円/10a 加算

③ 集落協定広域化加算（拡充）

他の集落内の対象農用地を含めて協定を締結し、当該協定に基づく活動において主導的な役割を担
う人材を確保した上で、取組を行う場合。
⇒地目にかかわらず集落協定農用地全体に 3,000円/10a 加算

令和2年度中山間地域等直接支払制度

集落協定に定める活動内容うち加算措置（任意）

④ 集落機能強化加算（新設）

インターンシップや営農ボランティアの受入など、新たな人材の確保や集落機能を強化する取組を行う場合

⇒地目にかかわらず協定農用地全体に 3,000円/10a 加算

⑤ 生産性向上加算（新設）

ドローンによる防除作業や自走式草刈機の導入など、生産性向上を図る取組を行う場合。

⇒地目にかかわらず協定農用地全体に 3,000円/10a 加算

※加算措置の注意点

- 複数の加算を受ける場合の加算額について
一つの集落で、複数の加算を受ける場合は上乗せする加算の単価は定められた単価から1,000円/10a減額となる。

令和2年度中山間地域等直接支払制度

令和2年度の実施状況について

- 第5期対策で交付金を受けるために集落協定（又は個別協定）を作成する必要があるため、その作成を進めている。（8月31日までに作成）
- ※ 4月1日～集落協定（又は個別協定）作成前の共同活動についても協定に基づく活動とみなす。

【農地の草刈り】



秩父市沢戸集落協定

【ゆずの出荷準備】



小鹿野町八谷集落協定

【収穫での共同作業】



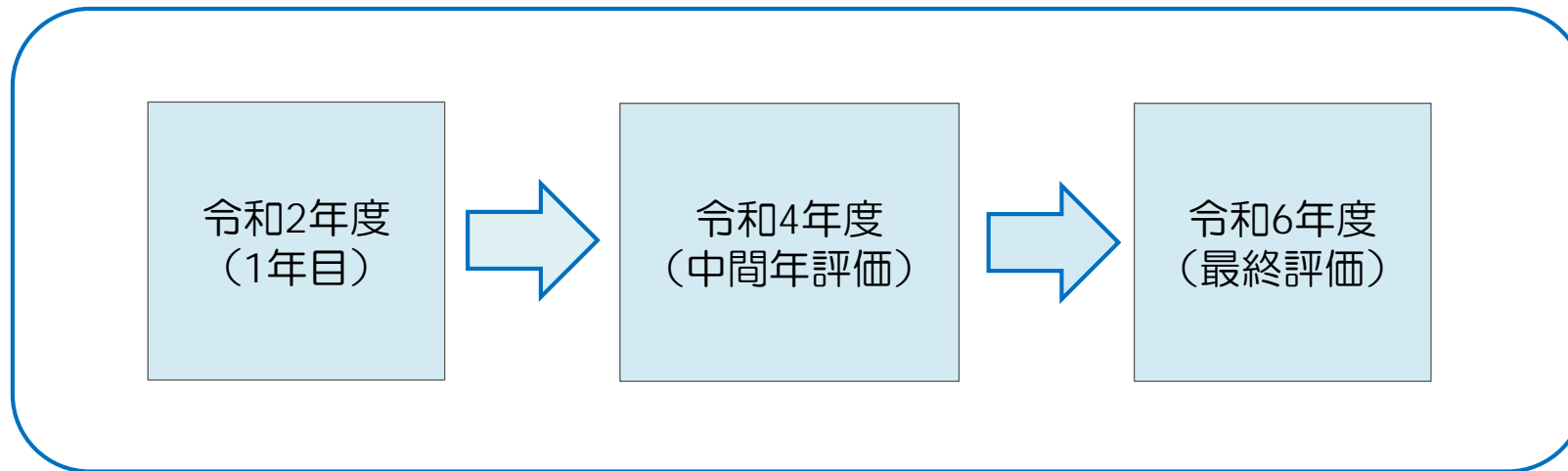
美里町円良田集落協定

令和2年度中山間地域等直接支払制度

その他

評価について

- 国の規定に基づき、本検討委員会で毎年度の実施状況の点検・取組の評価をいただく予定。
- 同様に本検討委員会において制度の中間年評価（令和4年度）及び最終年評価（令和6年度）」を審議していただく予定。



ご清聴ありがとうございました